

## 第10節 電力及び電信電話事業対策

災害時における電力及び電信電話事業対策は、次のとおりとする。

### 1 電力及び電信電話事業の体制

噴火災害に際しては、各設備の被害を最小限度にとどめ復旧の迅速を図り電力の供給及び通信確保の万全を期すため、次の諸対策を実施する。

- (1) 防護、復旧作業
- (2) 人員の動員、資材、機器の調達、輸送
- (3) 需要家への周知
- (4) 他機関への応援要請

### 2 復旧のための措置要請

市長は、電信電話事業者又は電気事業者から通信確保対策及び復旧送電に必要な支障木の伐採又は復旧資材、器材、人員の輸送路の確保その他の措置の依頼を受けた場合は、森林管理署、道路管理者その他関係機関、団体等に諸対策の実施について協力を要請する。

### 3 市が管理する送電線の復旧対策

市が管理する送電線に支障が生じた場合の支障木の伐採その他の復旧対策は、産業振興対策部が建設対策部の協力を得て、実施する。この場合、市長は、電力事業者に対して労務の提供その他必要な協力を要請することがある。

### 4 市長の送電停止要請

市長は、災害により住民等が避難した地域等で送電が継続されることにより、新たに災害が発生し、又は災害が拡大すると予想されるときは、電気事業者に対して送電の停止を要請する。